

台風等による気象警報等への登校の扱い

- １ 掛川市に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発表された場合

状 況	対 応
朝６：１５の段階で、特別警報が発表された場合	自宅待機とする。
午前１０時までに特別警報が解除された場合	解除された時点で登校する。
午前１０時の段階で特別警報が引き続き出ている場合	臨時休校とする。

- ２ 遠州南に台風による「暴風警報」と「大雨警報」の両方が発表された場合

状 況	対 応
朝６：１５の段階で、「暴風警報」と「大雨警報」の両方が発表された場合	自宅待機とする。
午前１０時までにどちらかの警報が解除された場合	解除された時点で登校する。
午前１０時の段階で両方の警報が引き続き出ている場合	臨時休校とする。

- ３ その他

- (１) 学区内の行政区に「高齢者等避難」「避難指示」が発令された場合も上記１、２と同様の対応とする。
- (２) 上記１、２以外でも、自宅周辺等に登校上危険箇所がある場合は、各家庭で判断し、安全を第一優先とする。

担当：教頭（高塚）

電話：72－2014